

小国町告示第56号

令和8年度小国町移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

小国町長 仁科 洋一



令和8年度小国町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、山形県版総合戦略（平成27年10月山形県策定）及び第3期小国町地域創生総合戦略に基づき、小国町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山形県と共同して行う移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）及びこの要綱の定めるところにより、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から小国町に移住した者に対して、移住支援金を交付するものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。この場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 交付対象者は、申請時において、次の第1号に掲げる要件を満たし、かつ第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるアからウの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

a 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

b ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元と

しての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 交付金の交付決定がされた後であって、山形県において移住支援事業の詳細が公表された後に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

a 小国町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、町長が認める場合を除く。

(エ) その他山形県知事又は町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、町長の判断で対象とすることを可能とする。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに同号(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

転入時に 45 歳未満の者又は転入時に生計を一にする義務教育修了前の子と同居している者で、下記の【関係構築要件】のいずれかに該当し、かつ【就業要件】のいずれかに該当する者

【関係構築要件】

ア 小国町出身である者又は三親等以内の親族が本町に住んでいる者

イ 小国町に通算 3 年以上居住した経験がある者

ウ 過去 3 年以内に小国町又は関係団体が実施する移住関連事業等に参加実績があり、その内容を町長が把握できる者

【就業要件】

ア 農林業に就業する者

イ 家業等へ就業する者

ウ 町内の介護施設及び保育施設へ就業する者（公的機関を除く）

(5) 起業に関する要件

県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前項に掲げる交付対象者のうち、世帯の申請をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす者を対象とする。

(1) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、山形県において移住支援事業の詳細が公表された後に転入したこと。

エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。

オ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第 4 条 移住支援金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、令和 8 年度移住支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 移住先の就業先の就業証明書（様式第 2 号）

(2) 本人確認書類の写し

2 申請者は、前条第2項の規定に該当し、世帯の申請をする場合にあっては、同項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに令和8年度小国町移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を申請者に通知するものとする。

(返還請求)

第6条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、山形県知事及び町長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に転出した場合

ウ(就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、山形県と小国町が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

小国町長 殿

申請年月日 令和 年 月 日

令和8年度小国町移住支援金交付申請書

山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業 (一般)		就業 (専門人材)	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口	移住支援金の額	円
		起業				

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「山形県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、〇〇市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 <small>※3親等以内の親族が経営する法人等も対象に含める場合は、この欄は削除ください。</small>		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 〇〇市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先(企業名等)	就業地(所在地)

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署		
住所	〒	
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()	

管理コード(山形県及び小国町使用欄)	
--------------------	--

(様式1別紙1)

令和8年度小国町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山形県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び小国町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に小国町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に小国町以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合のみ)

 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：
全額
- 3 移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される小国町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

(様式1別紙2)

山形県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

山形県及び小国町は、山形県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山形県及び小国町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

令和 年 月 日

小国町長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない ※3親等以内の親族が経営する法人等も対象に含める場合は、この欄は削除ください。
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ----- <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

山形県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山形県及び小国町の求めに応じて、同県及び同市町村に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

令和 年 月 日

小国町長 殿

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週20時間以上のテレワーク従事
交付金による 資金提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又は、その前歴事業による資金提供をしていない

山形県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山形県及び小国町の求めに応じて、同県及び同市町村に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式3

総企発第 号
年 月 日

(住所)
様

小国町長 仁 科 洋 一

令和8年度小国町移住支援金交付決定通知書

山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び令和8年度小国町移住支援交付金要綱の規定に基づき、移住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

移住支援金 _____ 円

○振込予定 _____ 月 頃

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

(備考)

- 1 小国町は、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び令和8年度小国町移住支援交付金要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に小国町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に小国町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 小国町は、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、山形県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類